

◎地域生活支援拠点等が担うべき機能

○地域生活支援拠点等（以下「拠点等」）については、障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下「緊急事態」）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものとする。

◎具体的には以下 3 点の事業を適切に実施すること

（改正後の障害者総合支援法第 77 条第 3 項）の内容

- ①居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受け入れ体制の確保
- ②入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

-*-地域生活支援拠点に求められる 4 つ（+ α）の機能と課題

1. 相談

- ・平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。

2. 緊急時の受け入れ・対応

- ・短期入所事業所等（施設入所、共同生活援助等）を活用した常時の緊急支援体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

3. 体験の機会・場

- ・障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備を含む。）

4. 専門的人材の確保・養成等

- ・医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応が出来る人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能。

+ α 地域の体制づくり （「平成 30 年度厚労省障害福祉課地域生活支援拠点等について」に記載）

- ・拠点コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。